

事業者等(海水浴場を開設している方及び海域レジャー事業を営んでいる方)の皆さまへ

水上安全条例が改正されました 令和8年4月1日から施行されます

届出の一元化について(p.1)

複数の海域レジャー事業を一括して届出をすることが可能となりました。
届出方法・様式についての詳しい案内は、令和8年3月頃から行う予定です。

業種の新設及び経過措置について(p.2)

「カヌー等提供業」及び「水上設置遊具運営業」が新設されました。
上記の2業種には、事業届出等が一定期間猶予されるなどの経過措置があります。

事故防止等の措置について(p.5~)

海水浴場開設者及び海域レジャー事業者等が行う事故防止等の措置が改められました。

罰則の強化について(p.11)

罰則の上限が引き上げられました。
酒気帯び操縦の禁止・飲酒検知拒否などの罰則対象行為が新設されました。

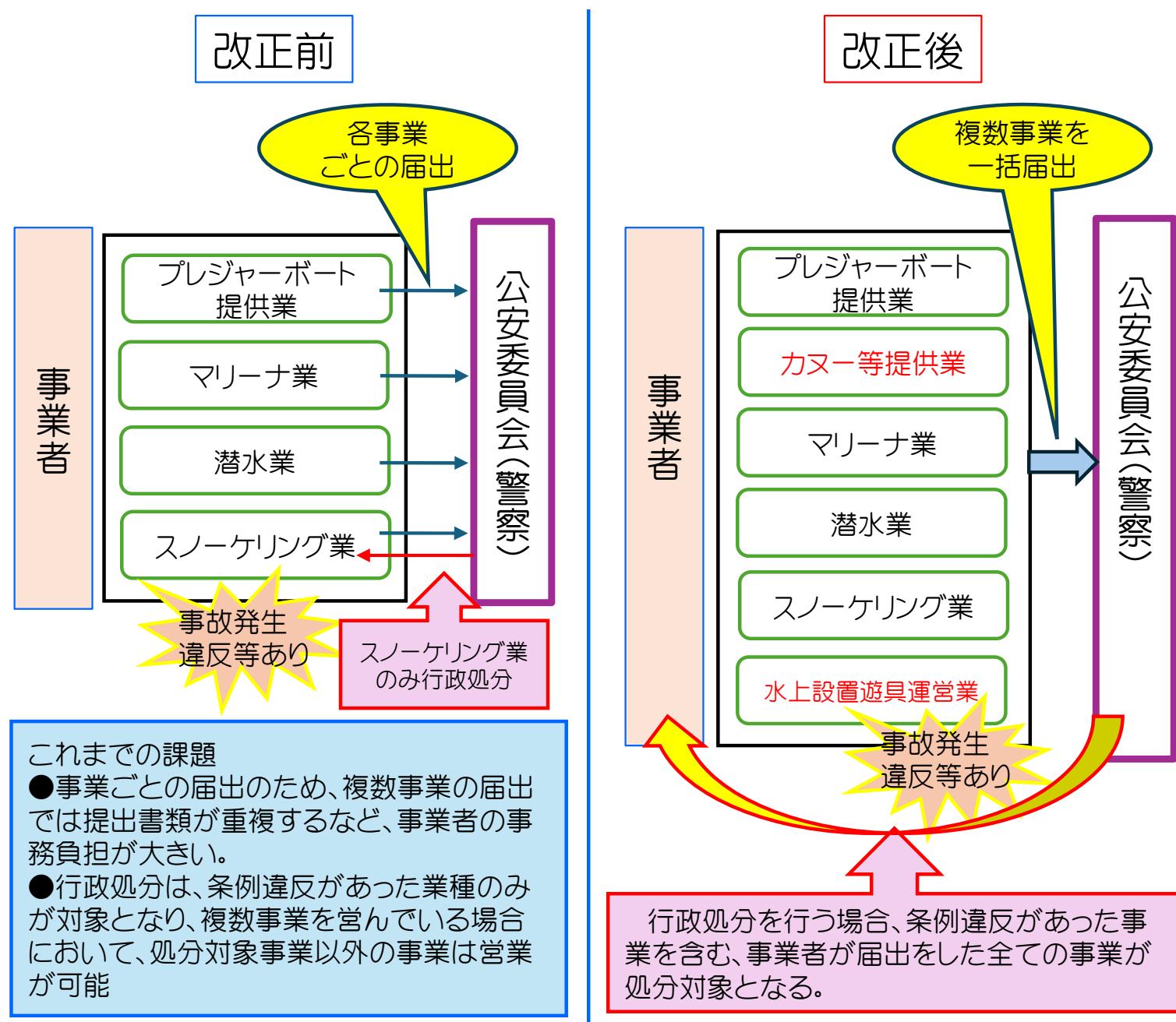
問合せ先
沖縄県警察本部地域部地域課
水上安全対策室 水上安全対策係
098-862-0110

届出の一元化について

複数の海域レジャー事業を一括して届出をすることが可能となりました。

■複数の海域レジャー事業(プレジャーボート提供業、マリーナ業、カヌー等提供業、潜水業、スノーケリング業及び水上設置遊具運営業)を一括して届出をすることが可能となりました。

■行政処分(停止命令)についても条例違反があった事業のみではなく、事業者が届出をした全ての事業を対象として検討することとなります。



■海域レジャー事業の届出は、原則、主たる事業所の所在地を管轄する警察署において行います。

■届出方法・様式についての詳しい案内は、令和8年3月頃から行う予定です。

業種の新設及び経過措置について

1 業種の新設について

(1) カヌー等提供業の新設

●「カヌー等」とは

ろかいをもって運転し、かつ、スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶等であつて、カヌー、カヤック、スタンダップパドルボード(SUP)、これらと同様の構造又は形状を有する船舶等(例:爬龍船(はりゅうせん)やサバニなど)をいいます。

●「カヌー等提供業」とは

海域若しくは内水域又は海浜その他の土地に設備等を設け、人の需要に応じてカヌー等を賃貸その他の方法により利用させる事業をいいます。

カヌー等提供業を営んでいる事業者のうち「**特定カヌー等**」を提供している事業者は、「**カヌー等ガイド**」による**案内等**が義務付けられます。

※「**特定カヌー等**」とは…カヌー等のうち「カヌー、カヤック、SUP」の3種をいいます。

●現在、カヌー等を提供している事業者は、プレジャーボート提供業に区分されておりますが、条例施行日(令和8年4月1日)から「カヌー等提供業」への**事業変更の届出が必要となります。**

※ 現在、カヌー等を提供している事業者は、事業変更の届出が一定期間猶予されるなどの**経過措置があります。**(経過措置に関する事項は、p.3をご確認ください。)

届出方法・様式についての詳しい案内は、令和8年3月頃から行う予定です。

(2) 水上設置遊具運営業の新設

●「水上設置遊具」とは

気体を充填して水上に浮遊させる遊具又は水上において浮力を有する素材から製造された遊具であつて、係留その他の方法により水上における位置を保持した上でスポーツ又はレクリエーションの用に供するもの(例:エアータイプの水上アスレチック遊具など)をいいます。

●「水上設置遊具運営業」とは

海域又は内水域に水上設置遊具を設け、人の需要に応じて当該水上設置遊具を利用する事業をいいます。

●現在、水上設置遊具を運営している事業者は、条例の施行日(令和8年4月1日)から「水上設置遊具運営業」への**事業開始又は事業変更(他の事業を営んでいる場合)**の届出が必要となります。

※ 現在、水上設置遊具を運営している事業者は、事業開始又は事業変更の届出が一定期間猶予されるなどの**経過措置があります。**(経過措置に関する事項は、p.4をご確認ください。)

届出方法・様式についての詳しい案内は、令和8年3月頃から行う予定です。

業種の新設及び経過措置について

2 経過措置について

(1) カヌー等提供業に関する経過措置

類型1

現在、カヌー等(カヌー、カヤック、SUP等)を提供する事業を営んでおり(プレジャーボート提供業として届出)、**令和8年4月1日**以降も引き続き事業を行う場合

条例施行日
(令和8年4月1日)

条例施行日から起算して
2年を経過する日
(令和10年3月31日)

経過措置

2年

カヌー等を提供している事業者

プレジャーボート
提供業に該当

「カヌー等提供業」への事業変更の届出

●条例の施行日(令和8年4月1日)においてカヌー等を提供している事業者(改正前の条例におけるプレジャーボート提供業者)は、同日から「みなしカヌー等提供業者」となり、**条例の施行日から起算して2年を経過する日(令和10年3月31日)**までにカヌー等提供業への事業変更の届出を行う必要があります。

●「みなしカヌー等提供業者」には、新たな事故防止等の措置が適用されますが、これらの措置のうち、カヌー等ガイドの配置等の措置については、**カヌー等提供業への事業変更の届出をした日又は条例の施行日から起算して2年を経過する日(令和10年3月31日)**のいずれか早い日までの間は適用されません。(カヌー等提供業への事業変更の届出をした日又は令和10年4月1日のいずれか早い日からカヌー等ガイドの配置等の措置が適用されます。)

●爬龍船(はりゅうせん)やサバニなどを提供している事業者の方へ

爬龍船(はりゅうせん)やサバニなどはろかいをもって運転する船舶ですので、これらの船舶を提供する事業は、カヌー等提供業に該当します。

上記船舶は特定カヌー等には該当しないため、カヌー等ガイドの配置等は必要ありませんが、条例改正後は事業種別が変わりますので、カヌー等提供業への事業変更の届出が必要となります。

※ 上記経過措置はカヌー等を提供している国の機関等にも適用されます。

業種の新設及び経過措置について

(2) 水上設置遊具運営業に関する経過措置

類型2

現在、水上設置遊具を運営する事業を営んでおり、令和8年4月1日以降も引き続き事業を行う場合

条例施行日
(令和8年4月1日)

条例施行日から起算して
6月を経過する日
(令和8年9月30日)

経過措置
6ヶ月

水上設置遊具を運営している事業者

条例対象外

「水上設置遊具運営業」の事業開始
又は事業変更の届出

条例対象

●条例の施行日(令和8年4月1日)において水上設置遊具を運営している事業者は、同日から「みなし水上設置遊具運営業届出者」となり、条例の施行日から起算して6月を経過する日(令和8年9月30日)までに水上設置遊具運営業の事業開始又は事業変更の届出を行う必要があります。

●「みなし水上設置遊具運営業届出者」には、新たな事故防止等の措置が適用されますが、これらの措置のうち、水難救助員の配置、救命用具の配備等の措置については、水上設置遊具運営業の事業開始若しくは事業変更の届出をした日又は条例の施行日から起算して6月を経過する日(令和8年9月30日)のいずれか早い日までの間は適用されません。(水上設置遊具運営業の事業開始もしくは事業変更の届出をした日又は令和8年9月30日のいずれか早い日から水難救助員の配置等の措置が適用されます。)

※ 上記の経過措置は水上設置遊具を運営している国の機関等にも適用されます。

■届出の種類について

●水上設置遊具の運営のみの場合

令和8年4月1日から、水上設置遊具運営業の事業開始の届出を行う必要があります。

●水上設置遊具の運営のほかに海域レジャー事業を営んでいる場合

令和8年4月1日から、水上設置遊具運営業への事業変更の届出(事業の追加)を行う必要があります。

※ 届出方法・様式についての詳しい内容は、令和8年3月頃から行う予定です。

事故防止等の措置について

事業者等がとる事故防止等の措置には、**とらなければならない措置(義務)**と、**とるよう努めなければならない措置(努力義務)**が規定されています。

1 海水浴場開設者(改正水上安全条例第8条)

とらなければならない措置(義務)

- (1) 遊泳者が安全に遊泳することができる区域を旗、浮標、立標等で標示するとともに、海水浴場の区域を看板、立札等により明示すること。
- (2) 水難事故を防止するため必要な遊泳上の遵守事項を記載した看板等を海水浴場内の見やすい場所に掲示し、又は当該遵守事項を放送設備により放送する等必要な広報を行うこと。
- (3) 水難事故を防止するために必要な監視人を海水浴場に置き、遊泳者を監視させる等の措置をとること。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を海水浴場に置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようになると。なお、水難救助員は、上記(3)の監視人を兼ねることができる。
- (5) 水難事故が発生した場合において、直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (6) 海水浴場において水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

とるよう努めなければならない措置(努力義務)

- ① 上記(1)及び(2)に掲げる措置に係る外国人に対する周知に資する措置をとること。
- ② 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- ③ 公安委員会規則で定める**設備等**を整備すること。
※**公安委員会規則で定める設備等**とは
監視台、急救用品を備えた救護所、非常連絡用電話、応急処置用人工蘇生器、遊泳禁止標示用器材、その他水難事故防止に必要と認められるもの

2 マリーナ業届出者等(改正水上安全条例第20条)

とるよう努めなければならない措置(努力義務)

- ① マリーナ利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- ② マリーナ利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- ③ プレジャーボートに係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをマリーナ利用者に遵守させること。
- ④ マリーナ利用者と事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。
- ⑤ マリーナ利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
- ⑥ マリーナ利用者が外国人であるときは、上記①～③及び⑤に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとること。

事故防止等の措置について

3 プレジャーボート提供業届出者等(改正水上安全条例第19条)

とらなければならない措置(義務)

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、プレジャーボートの正常な航行が阻害され、プレジャーボートに漂流、転覆その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、プレジャーボートを利用させないこと。
- (2) 漂流物、工作物その他の物件により、プレジャーボートの正常な航行が阻害され、プレジャーボートに衝突その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場所においては、プレジャーボートを利用させないこと。
- (3) プレジャーボート利用者が飲酒、薬物の影響その他の理由によりプレジャーボートの正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者にプレジャーボートを利用させないこと。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようすること。
- (5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (6) 公安委員会規則で定めるところにより、**プレジャーボート利用者の名簿**を備え、これに氏名、住所その他の必要な事項を記載すること。

※**公安委員会規則で定めるプレジャーボート利用者の名簿**とは

- プレジャーボート利用者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、小型船舶操縦免許証の番号及び有効期間(小型船舶を操縦する場合に限る)、当日の健康状態、利用日時、利用場所を記載したもの
- (7) プレジャーボート利用者に救命胴衣又はウェットスーツを着用させること。(小型船舶に該当するプレジャーボートにあっては救命胴衣を着用させること。)
 - (8) プレジャーボート利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
 - (9) プレジャーボート利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
 - (10) 利用させたプレジャーボートに係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

とるよう努めなければならない措置(努力義務)

- ① プレジャーボートに係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをプレジャーボート利用者に遵守させること。
- ② プレジャーボート利用者と事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。
- ③ プレジャーボート利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
- ④ 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るために講習を受講させること。
- ⑤ プレジャーボート提供業届出者等の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。
- ⑥ プレジャーボート利用者が外国人であるときは、前記①～③及び⑦～⑨、上記①及び③に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとること。

事故防止等の措置について

4 カヌー等提供業届出者等(改正水上安全条例第21条)

とらなければならない措置(義務)

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、カヌー等の正常な航行が阻害され、カヌー等に漂流、転覆その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、カヌー等を利用させないこと。
- (2) 漂流物、工作物その他の物件により、カヌー等の正常な航行が阻害され、カヌー等に衝突その他の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場所においては、カヌー等を利用させないこと。
- (3) カヌー等利用者が飲酒、薬物の影響その他の理由によりカヌー等の正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者にカヌー等を利用させないこと。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようすること。
- (5) カヌー等のうち~~公安委員会規則で定めるもの~~(「特定カヌー等」という。)を利用するカヌー等提供業届出者は、事業所ごとに、自ら特定カヌー等を操縦し、並びにカヌー等利用者を案内し、監視し、及びカヌー等利用者に対する安全な航行のための指導をし、その他必要な措置を行う者(「カヌー等ガイド」という。)を置くこと。
※~~公安委員会規則で定める特定カヌー等~~とは、**カヌー、カヤック、スタンドアップパドルボード**の3種をいう。
- (6) 特定カヌー等をカヌー等利用者に利用させるときは、カヌー等ガイドに特定カヌー等を操縦させ、案内、監視及びカヌー等利用者に対する安全な航行のための指導その他必要な措置を行わせること。
- (7) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (8) 公安委員会規則で定めるところにより、**カヌー等利用者の名簿**及び**カヌー等ガイドの名簿**を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。
※~~公安委員会規則で定めるカヌー等利用者の名簿~~とは
カヌー等利用者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、当日の健康状態、利用日時、利用場所及び案内等を行うカヌー等ガイドの氏名(特定カヌー等に限る。)を記載したもの
※~~公安委員会規則で定めるカヌー等ガイドの名簿~~とは
公安委員会規則の様式「資格者名簿」に、カヌー等ガイドの氏名、生年月日、住所、採用年月日、資格認定証の種類を記載したもの
- (9) カヌー等利用者に救命胴衣を着用させること。
- (10) カヌー等利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (11) カヌー等利用者に対し、航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。
- (12) 利用させたカヌー等に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄り警察署、交番等の警察官に通報すること。

とるよう努めなければならない措置(努力義務)

- ① カヌー等に係る水難事故を防止するため必要な航行上の遵守事項を定め、これをカヌー等利用者に遵守させること。
- ② カヌー等利用者又はカヌー等ガイドと事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。
- ③ カヌー等利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。
- ④ 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- ⑤ カヌー等ガイドに対し、毎年1回以上、カヌー等ガイドに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- ⑥ カヌー等提供業届出者の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。
- ⑦ カヌー等利用者が外国人であるときは、前記①～③及び⑨～⑪、上記①及び③に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとること。

事故防止等の措置について

5 潜水業届出者(改正水上安全条例第22条)

とらなければならない措置(義務)

- (1) 事業所ごとに、自ら潜水をし、並びに潜水者を案内し、監視し、及び潜水者に対する安全な潜水のための指導をし、その他の必要な措置を行う者を置くこと。
- (2) 潜水者に潜水をさせるときは、ガイドダイバーを潜水させ、案内、監視及び潜水者に対する安全な潜水のための指導その他必要な措置を行わせること。
- (3) 潜水具を事前に点検し、異常がないことを確認した後でなければ、これを潜水者に使用させないこと。
- (4) 潜水者が飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な潜水ができない状態にあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (5) 潜水者の健康状態、潜水経験、潜水技能その他の事情により安全な潜水ができないおそれがあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (6) 特定の海域又は内水域における地形又は風速、風向その他の気象若しくは波高、潮流その他の海象が潜水者の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (7) 公安委員会規則で定めるところにより、**潜水者の名簿**及び**ガイドダイバーの名簿**を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。
※**公安委員会規則で定める潜水者の名簿**とは
　潜水者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、認定証取得年月日、講習受講歴、潜水経験、最後に潜水をした日、既往症、当日の健康状態、潜水日時、潜水場所及び案内等を行うガイドダイバーの氏名を記載したもの
※**公安委員会規則で定めるガイドダイバーの名簿**とは
　公安委員会規則の様式「資格者名簿」に、ガイドダイバーの氏名、生年月日、住所、採用年月日、経験年数、資格認定証の種類を記載したもの。
- (8) 潜水者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

とるよう努めなければならない措置(努力義務)

- ① 潜水者に係る水難事故を防止するため必要な潜水上の遵守事項を定め、これを潜水者に遵守させること。
- ② 潜水者又はガイドダイバーが事業所又は案内に用いる船舶へ緊急連絡するための通信手段を確保すること。
- ③ 潜水者の案内に船舶を用いる場合は、その船上において潜水者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時に救助活動を行う者(「潜水者安全確保要員」という。)を置くこと。(※施行は令和9年4月1日から)
- ④ 潜水者に潜水をさせるときは、潜水者安全確保要員に潜水者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行わせること。(※施行は令和9年4月1日から)
- ⑤ 水難事故が発生した場合において、直ちに使用できるような方法で、救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープを備えること。
- ⑥ ガイドダイバーに対し、毎年1回以上、ガイドダイバーに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- ⑦ 潜水者が外国人であるときは、前記③～⑥、上記①に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとること。

事故防止等の措置について

6 スノーケリング業届出者(改正水上安全条例第23条)

とらなければならない措置(義務)

- (1) 事業所ごとに、自ら同伴をし、並びにスノーケリング者を案内し、監視し、及びスノーケリング者に対する安全なスノーケリングのための指導をし、その他必要な措置を行う者を置くこと。
- (2) スノーケリング者にスノーケリングをさせるときは、スノーケリングガイドを同伴させ、案内、監視及びスノーケリング者に対する安全なスノーケリングのための指導その他必要な措置を行わせること。
- (3) スノーケリング器具を事前に点検し、異常がないことを確認した後でなければ、これをスノーケリング者に使用させないこと。
- (4) スノーケリング者が飲酒、薬物の影響その他の理由により正常なスノーケリングができない状態にあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。
- (5) スノーケリング者の健康状態、スノーケリング経験、スノーケリング技能その他の事情により安全なスノーケリングができないおそれがあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。
- (6) 特定の海域又は内水域における地形又は風速、風向、その他の気象若しくは波高、潮流その他の海象がスノーケリング者の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。
- (7) 公安委員会規則で定めるところにより、**スノーケリング者の名簿**及び**スノーケリングガイドの名簿**を備え、これに氏名、住所その他必要な事項を記載すること。

※**公安委員会規則で定めるスノーケリング者の名簿**とは

スノーケリング者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、スノーケリング経験、最後にスノーケリングをした日、既往症、当日の健康状態、スノーケリング日時、スノーケリング場所及び案内等を行うスノーケリングガイドの氏名を記載したもの

※**公安委員会規則で定めるスノーケリングガイドの名簿**とは

公安委員会規則の様式「資格者名簿」に、スノーケリングガイドの氏名、生年月日、住所、採用年月日、経験年数、資格認定証の種類を記載したもの。

- (8) スノーケリング者に救命胴衣又はウェットスーツを着用させること。ただし、スノーケルによる呼吸を行うことができない水深における遊泳を伴うスノーケリングであって、救命胴衣等を着用することにより当該スノーケリングが困難になる場合において公安委員規則で定める措置をとるときは、この限りでない。

※**公安委員会規則で定める措置**とは

- ① バディシステムの実施
- ② スノーケリング者に係るスノーケリングの中止その他の安全を確保するための措置をとることができ
るような方法で、水上において1名以上の人員を支えることができる浮力を有するフロートその他のこれ
に類するものをスノーケリング者の付近の水上に設置すること

- (9) 潜水者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

とるよう努めなければならない措置(努力義務)

- (1) スノーケリング者に係る水難事故を防止するため必要なスノーケリング上の遵守事項を定め、これをスノーケリング者に遵守させること。
- (2) スノーケリング者又はスノーケリングガイドが事業所又は案内に用いる船舶へ緊急連絡するための通信手段を確保すること。
- (3) スノーケリング者の案内に船舶を用いる場合は、その船上においてスノーケリング者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行う者(「スノーケリング者安全確保要員」という。)を置くこと。**(※施行は令和9年4月1日から)**
- (4) スノーケリング者にスノーケリングをさせるときは、スノーケリング安全確保要員にスノーケリング者の監視その他の安全を確保するための措置及び水難事故発生時における救助活動を行わせること。**(※施行は令和9年4月1日から)**
- (5) 水難事故が発生した場合において、直ちに使用できるような方法で、救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープを備えること。
- (6) スノーケリングガイドに対し、毎年1回以上、スノーケリングガイドに必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講させること。
- (7) スノーケリング者が外国人であるときは、前記(3)～(6)及び(8)、上記①に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとること。

事故防止等の措置について

7 水上設置遊具運営業届出者等(改正水上安全条例第24条)

とらなければならない措置(義務)

- (1) 風速、風向その他の気象又は波高、潮流その他の海象により、水上設置遊具の安全な利用が阻害され、水上設置遊具利用者に危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、水上設置遊具を利用させないこと。
- (2) 水上設置遊具利用者が飲酒、薬物の影響その他の理由により水上設置遊具の正常な利用ができない状態にあると認められるときは、その者に水上設置遊具を利用させないこと。
- (3) 水難事故を防止するために必要な監視人を水上設置遊具又はその付近に置き、水上設置遊具利用者を監視させる等の措置をとること。
- (4) 水難事故発生時における人命救助を行うために必要な水難救助員を水上設置遊具又はその付近に置き、水難事故が発生した場合において当該水難救助員による人命救助を直ちに行うことができるようすること。なお、水難救助員は(3)の監視人を兼ねることができる。
- (5) 水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。
- (6) 水上設置遊具利用者に救命胴衣を着用させること。
- (7) 水上設置遊具利用者に対し、風速、風向、波高及び潮流の状況その他安全な利用に必要な情報を提供すること。
- (8) 水上設置遊具利用者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

とるよう努めなければならない措置(努力義務)

- ① 水上設置遊具利用者に係る水難事故を防止するため必要な水上設置遊具の利用上の遵守事項を定め、これを水上設置遊具利用者に遵守させること。
- ② 水上設置遊具の形状、寸法、構造等を踏まえ、当該水上設置遊具の維持管理その他の安全上必要な措置をとること。
- ③ 水難救助員に対し、毎年1回以上、水難救助の実施に関し必要な知識及び技能の向上を図るために講習を受講させること。
- ④ 水上設置遊具運営業届出者の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。
- ⑤ 水上設置遊具利用者が外国人であるときは、前記①、②、⑥及び⑦、上記①に掲げる措置に係る当該外国人の理解に資する措置をとること。

罰則の強化について

罰則の上限が引き上げられ、新たな規定が設けられるなど**罰則が強化されました。**

■3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 **新設**

- プレジャーボート又はカヌー等操縦者に係る危険操縦
(遊泳者その他の海域等利用者への危険行為(疾走・急転回等))
- 酒酔い・薬物の影響による操縦 **新設**
(動力船に該当するプレジャーボート及び潜水業又はスノーケリング業に用いる船舶に限る。)
- プレジャーボート又はカヌー等操縦者に係る事故発生時の負傷者の救護義務違反

■3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

- 名義貸し違反
- 公安委員会が設置した標識の移動・損壊
- 酒気帯び操縦 **新設**
(動力船に該当するプレジャーボート及び潜水業又はスノーケリング業に用いる船舶に限る。)
- プレジャーボート又はカヌー等乗組員に係る事故発生時の負傷者の救護義務違反 **新設**
- 公安委員会による停止命令等違反、常習の警察官の指示等違反

■20万円以下の罰金

- 警察官の指示違反
- 水難事故発生時の警察官への通報義務違反
- 警察官の飲酒検査拒否又は妨害 **新設**
- プレジャーボート又はカヌー等操縦者に係る事故発生時の警察官への報告義務違反 **新設**
- 公安委員会の指示違反

■10万円以下の罰金

- 無届営業、虚偽の届出、変更無届
- 立入調査拒否、妨害、忌避等

※注1 本条例における**プレジャーボートの定義**

スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶、サーフボードその他**公安委員会規則で定めるもの**をいう。
(**公安委員会規則で定めるもの**とは カイトボード、サーフボード、水上オートバイ、水中翼船、セールボード、ペダルボード、ボディボード、モーターボート、ヨット等をいう。)

※注2 「動力船に該当するプレジャーボート」とは

注1のプレジャーボートのうち、動力船に該当するものをいう。(水上オートバイ、水中翼船、モーターボート等)